

議案第 1 5 5 号

川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例

(川崎市債権管理条例の一部改正)

第 1 条 川崎市債権管理条例（平成 2 5 年川崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(川崎市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」

を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(川崎市介護保険条例の一部改正)

第4条 川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第43項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川崎市債権管理条例、川崎市国民健康保険条例、川崎市後期高齢者医療に関する条例及び川崎市介護保険条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同

日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

租税特別措置法の一部改正により、延滞税に係る特例基準割合の名称が改められたことに伴い、延滞金に係る特例基準割合の名称を改めること等のため、この条例を制定するものである。